

營業報告書

自 平成 17 年 10 月 1 日
至 平成 18 年 3 月 31 日



阪神高速道路株式会社

1. 営業の概況（平成18年3月31日）

（1） 営業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、全体として着実な回復が続き、企業収益の改善により設備投資や個人消費も増加し、安定した景気回復が続きました。関西経済についても、有効求人倍率が大きく改善する等、家計部門を中心とした改善の動きが見られました。

このような経営環境のもと、当社は 債務の確実な返済、 必要な道路を少ない国民負担で建設、 弾力的な料金設定や多様なサービスの提供を目指して、平成17年10月1日に公団から株式会社へと生まれ変わりました。

当期は、平成18年度の民営化本格スタートまでの準備期間と位置づけ、今後45年間の高速道路事業運営の基本となる協定を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」）と締結し、道路整備特別措置法の事業許可を受けるとともに、民間企業に相応しい経営システムを確立するため、様々な社内マネジメント改革に一丸となって取り組みました。

具体的には、 企業理念・経営方針・行動規範等の「経営ビジョン」の確立、 今後5年間の当社の進むべき方向として「中期経営計画」の策定、 意識改革のための「全社改革運動」「経営者塾」、挑戦目標を定めPDCAサイクルを実践する「経営計画・実績評価制度」、目標管理制度と成果主義評価制度による「新人事制度」等の導入を実施しました。

さらには、経営理念である「先進の道路サービスへ」を具現化するため、「新渋滞対策アクションプログラム」の策定、「阪神高速お客さまセンター」の開設、「マイレージサービス」「阪神高速多頻度割引」「平日時間帯割引」「土曜、休日割引」の各種ETC施策等を実施しました。

以上の結果、当期の営業収益は105,019百万円、営業利益は4,654百万円、経常利益は4,655百万円、当期純利益は1,179百万円となり、高速道路株式会社法第10条に基づく「平成17営業年度事業計画」を上回る結果となりました。なお、事業部門別の概況は次のとおりであります。

〔道路事業〕

当期の道路事業分野につきましては、暫定協定に基づき公団から引き継いだ事業を継続実施し、安全・安心・快適なネットワークの提供に努めるとともに、平成18年4月からの民営化本格スタートに向けた準備を進めてきました。

そして、平成18年3月31日には機構との間で協定を締結し、これに基づき国土交通大臣から道路整備特別措置法の事業許可を得ました。

また、回数通行券やハイウェイカードに代わるものとして平成17年10月からマイレージサービス開始等のETC普及施策の拡大に努め、その結果、阪神高速道路におけるETC利用率は平成18年3月に初めて60%を超えることとなりました。また交通需要についても、内需の堅調な動きが続くなか交通量が増加したことから、日平均通行台数では前年度に比べ0.6%の増となりました。この結果、道路事業の営業収益は104,340百万円、営業利益は4,617百万円となりました。

また、当年度における道路事業の新設投資は、淀川左岸線や大和川線、油小路線といった地域から期待されているネットワーク整備の新設（下表）を実施した結果、14,526 百万円となりました。修繕等の事業については、地震防災対策や道路・交通施設等設置等 11,658 百万円の工事を実施致しました。

〔17 年度事業中の路線〕

路線名	区間	延長(km)
大阪市道高速道路淀川左岸線 【淀川左岸線】	大阪市此花区島屋 2 丁目～同区高見 1 丁目	4.4
大阪府道高速大和川線 【大和川線】	堺市築港八幡町～同市常磐町	6.5
神戸市道高速道路 2 号線 【神戸山手線】	神戸市長田区南駒栄町～同区蓮池町	2.2
京都市道高速道路 1 号線 【新十条通】	京都市山科区西野山桜ノ馬場町～同市伏見区 深草西川原町	2.8
京都市道高速道路 2 号線 【油小路線】	京都市伏見区竹田向代町～同区向島大黒	5.9

〔関連事業〕

関連事業は、不動産賃貸業、休憩所事業、駐車場業、一般土木建築コンサルティング事業等によりスタートしました。

不動産賃貸業は、旧阪神高速道路公団から保有土地を引き継いで事業を開始いたしました。こうした保有土地は地域の利便に供する施設などに賃貸しております。

休憩所事業及び駐車場事業は、関連公益法人が有していた施設を譲り受けて事業を開始し、より多くのお客さまにご利用いただけるようサービスと施設の利便性の向上に努めています。

また、一般土木建築コンサルティング事業は、これまでに蓄積した技術ノウハウを活かし、他事業の道路構造物に関する設計・施工・維持管理をサポートする事業を開始いたしました。

このような事業の取り組みにより、関連事業の営業収益は 679 百万円、営業利益は 37 百万円となりました。また、関連事業における投資額は、既存パーキングエリアの休憩所等の整備工事などを実施した結果、630 百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

当社は「先進の道路サービスへ」という企業理念のもと、民営化の 3 つの使命である 債務の確実な返済、必要な道路を少ない国民負担で建設、弾力的な料金設定や多様なサービスの提供を実現するため、以下の課題に取り組む必要があると考えています。

〔効率的な経営による強固な財務体質の確立〕

当社は債務の確実な返済のため、建設工事の施工法、規格・構造等の見直しによる建設コスト削減を着実に実施するほか、新技術の導入による補修工法の見直しや料金収受業務における執行体制の見直しなどにより管理費の削減を行うこととしています。

〔必要な道路ネットワークの整備〕

安全・安心・快適な道路ネットワークを整備するため、大阪、兵庫及び京都の各地区において事業路線を、予定した工期、予算で整備します。そのためには、工程管理や事業費管理を厳正に行います。大阪地区では都市再生環状道路の一部である淀川左岸線、大和川線の2路線の整備を推進し、兵庫地区では災害に強い道路ネットワークの充実を図るため神戸山手線を3号神戸線と接続すべく事業を継続します。京都地区においては市内の渋滞を緩和する新十条通と油小路線の2路線の整備を推進します。

〔道路の管理運営〕

多様で弾力的な料金施策を実現し、より公平な料金制度を実現するため、平成20年度を目標に対距離料金制の導入を目指します。また、対距離料金制の円滑な導入の前提となるETC利用率を高めるため、ETC車を対象としたマイレージサービスの実施や料金割引の社会実験等を行うとともに、車載器の普及に向けた取組みを行う必要があると考えています。

また、災害に強いネットワークを提供するため、長大橋梁を含め既存の道路構造物の耐震補強などの対策を推進します。

さらに、安全・安心・快適な道路を維持するため、交通量や事故等の現状に応じた柔軟な管理を行うとともに、計画的で合理的な維持管理を行うため「ブリッジマネジメントシステム」の推進等によるPDCAサイクルの徹底に取り組みます。

(注)ブリッジマネジメントシステム：橋梁・高架構造物の最適な中長期の予算、補修計画の策定を支援するシステム

〔お客さまサービスの向上〕

お客さまのニーズは多様化しており、顧客志向を一層強め、安全快適で渋滞のない道路を目指した取組みを進めていくことが求められています。

このための施策として、料金所渋滞の緩和や料金所周辺の環境改善に寄与し、IT社会に対応するETC施設の整備を進めることとしています。また、道路交通情報を迅速に提供するとともに、安全・安心・快適な道路を維持するため、交通量や事故などの現状に応じた柔軟な管理を行い、更なるお客さまサービスの向上に努めます。

〔関連事業に係る取組み〕

関連事業については、パーキングエリア事業が平成11年度より減収傾向が続いており(平成17年10月まで関連公益法人による事業)、これに歯止めをかけるべく所要の施設整備等に努めてまいります。駐車場事業は、高架下の未利用地において新規開発を進めるとともに、

不採算駐車場の用途転換等を行うことにより効率化を図ります。

また、THRU WAYカードを通じて、阪神高速道路を利用されるお客様のニーズを分析し、沿道地域のさまざまな事業者と連携した地域活性化・利用促進策となる商品の開発を進めていきます。

(3) 資金調達の状況

当期の資金調達につきましては、上記事業資金の一部に充当することを目的として次のとおり行いました。

平成 17 年 11 月、無利子借入金として、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より 13,050 百万円を借り入れました。

平成 18 年 3 月、長期借入金として、民間金融機関より 11,000 百万円を借り入れました。

平成 18 年 3 月、政府保証債を 6,340 百万円発行しました。

(4) 設備投資の状況

当期について実施した設備投資の主なものは、次のとおりです。

ETC 設備等 2,350 百万円

(5) 営業成績及び財産の状況の推移

区分	期
	第 1 期 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
営業収益 (百万円)	105,019
営業利益 (百万円)	4,654
経常利益 (百万円)	4,655
当期純利益 (百万円)	1,179
1株当たり当期純利益(円)	58.98
総資産 (百万円)	172,572

(注) 当社の営業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わりますが、当社は、日本道路公団等民営化関係法(平成16年法律第102号)の施行により平成17年10月1日に設立されたため、第1期については、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までとなります。

2. 会社の概況（平成18年3月31日）

（1）主要な事業概要

当社は、平成17年10月1日に、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）の施行により設立され、

高速道路の新設及び改築

機構から借り受けた高速道路の管理

休憩所等の建設及び管理

国・地方公共団体等からの委託による道路の新設、改築、管理、調査等

駐車場業、不動産賃貸業等

を主な事業としております。

（2）主要な事業所の状況

本社	大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号
東京事務所	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
大阪建設部	大阪府住之江区南港北一丁目14番16号
神戸建設部	神戸府中央区新港町16番1号
京都建設部	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地
大阪管理部	大阪府港区石田三丁目1番25号
湾岸管理部	大阪府港区弁天一丁目2番1-1900号
神戸管理部	神戸府中央区新港町16番1号

なお、湾岸管理部は、平成18年4月1日付けで、大阪管理部との統合により廃止いたします。

（3）株式の状況

会社の発行する株式の総数	80,000,000 株
発行済株式の総数	20,000,000 株
株主数	7 名
大株主	

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	持株比率
国土交通大臣	9,999,996 株	50.00 %	- 株	- %
大阪府	2,876,722	14.38	-	-
大阪市	2,876,722	14.38	-	-
兵庫県	1,827,287	9.14	-	-
神戸市	1,827,287	9.14	-	-
京都府	295,993	1.48	-	-
京都市	295,993	1.48	-	-

(4) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
818 名	- 名	41.9 歳	17.7 年

(注) 平均勤続年数は、阪神高速道路公団における勤続年数を含んでいます。

(5) 重要な企業結合の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
阪神高速サービス株式会社	10 百万円	100.0 %	駐車場・P A 管理事業
阪神高速技術株式会社	20	100.0	保全点検・維持修繕事業

企業結合の経過

当社は、平成 17 年 12 月 14 日付けで阪神高速サービス株式会社の全株式を取得し当社の子会社といたしました。また、平成 18 年 3 月 3 日付けで阪神高速技術株式会社の全株式を取得し当社の子会社といたしました。

企業結合の成果

前記 2 社の子会社の売上高の合計は 312 百万円、経常利益の合計は 36 百万円、当期純利益の合計は 22 百万円であります（平成 18 年 3 月 31 日）。

(6) 主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式数及び議決権比率	
財務省	61,742 百万円	- 株	- %
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	11,574	-	-

(7) 取締役、監査役の状況

地 位	氏 名	担当又は主な職業
代表取締役会長	田 中 宰	
代表取締役社長	木 下 博 夫	
常 務 取 締 役	伊 丹 二 郎	(兼執行役員：総務人事部、監査室、お客さまサービス室担当)
常 務 取 締 役	田 村 恒 一	(兼執行役員：計画部、交通環境室担当)
常 務 取 締 役	南 部 隆 秋	(兼執行役員：建設事業部、技術管理室担当)
常 務 取 締 役	並 川 滋	(兼執行役員：業務部、保全施設部、情報システム管理室担当)
監査役（常勤）	福 田 博	
監査役（非常勤）	千 畑 一 郎	ホソカワミクロン株式会社取締役
監査役（非常勤）	松 村 博	財団法人阪神高速道路管理技術センター理事

(注) 1. 上記取締役、監査役は、平成 17 年 9 月 27 日開催の阪神高速道路株式会社の創立総会において選任されたものです。

2. 監査役は、全員、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第 18 条第 1 項に規定する社外監査役であります。

なお、上記のとおり 4 名の常務取締役が執行役員を兼務するほか、以下の執行役員を置いております。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	幸 和 範	経営企画部、関連事業室担当
執 行 役 員	浅 野 博 司	経理部担当
執 行 役 員	本 庄 敬 選	品質・安全管理室担当

(8) 取締役及び監査役に支払った報酬その他の職務執行の対価である財産上の利益の額

区分	取締役		監査役		計		摘要
	支給 人員	支給 額	支給 人員	支給 額	支給 人員	支給 額	
定款又は株主総会決議に基づく報酬	名 6	百万円 56	名 3	百万円 14	名 9	百万円 70	
計		56		14		70	

(注) 創立総会の決議に基づく報酬限度額は、取締役にあつては、年額総額 200 百万円以内、監査役にあつては、年額総額 70 百万円以内であります。

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。